

平成27年12月21日

平成27年

第5回野洲市議会定例会

意見書

野洲市議会

意見書第11号

労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成27年12月21日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書（案）

厚生労働省が発表した2014年の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」で全労働者に占めるパートや派遣などの非正規雇用の割合は、4割に達したことが明らかになりました。

非正規社員は月額20万円以下が、78.2%であり、「正社員に変わりたい」人は契約社員で53.8%、派遣社員で48.2%と約半数の方は正規雇用を願っています。

また年収が200万円以下のワーキングプアが1400万人を超えました。

しかし、「1億総活躍」構想の「生産性革命」の名のもとで、労働法制の規制緩和を打ち出し、派遣法の改悪で、非正規雇用の拡大を推し進めようとしています。このような低賃金の非正規雇用の増加が個人消費の低迷を招き、景気回復の障害となっており、結婚できない、子どもを産み育てられない労働者が増えています。

さらに、「雇用の金銭解決制度」についての議論が始まるなど、労働者保護のルールを無視して、「解雇無効判決が出て、企業がお金を払えば復職させなくてもいい」と解雇規制を骨抜きにする状況を作ろうとしています。

残業代ゼロ制度の検討など、労働法制の規制緩和でなく、規制を強めるべきではないかと考えます。

よって以下の点を求めます。

1. 不安定雇用や長時間過密労働を無くす規制を強めること。
2. 労働者派遣法（生涯ハケン、正社員ゼロ）、残業代ゼロ制度、解雇の金銭解決制度などの創設・改悪は行わないこと。
3. 苛酷な労働を強制し、労働者を使いつぶすブラック企業を規制すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月21日

野洲市議会議長 市木 一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛

意見書第12号

環太平洋連携協定（TPP）の署名・批准に反対する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成27年12月21日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の署名・批准に反対する意見書（案）

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉の大筋合意をしたとして、今年度補正予算や来年度予算編成に反映させると、様々な対策を打ち出しています。

しかし、協定の全文も出されず、参加国の署名や批准の見通しははっきりしません。とりわけ大きな被害を受ける農業分野では、「コメなどの重要５項目については関税の撤廃や引き下げを認めず、それが出来なければ交渉脱退も辞さない」と国会決議をしての交渉でした。

農水省は「ＴＰＰの影響は限定的」と言っていますが、５項目以外の関税撤廃品目などは中山間地域では、大きな影響が出ると危機感があります。

農水省が発表した農業センサスによると、農業就業人口は２０１０年から５年間で５１万６０００人も減少しました。家族経営と地域農業が困難になっていることを表しており、ＴＰＰの押しつけはさらに拍車をかけることは明らかです。

野洲市農業委員会からも、「建議書」が出されており、「海外からの農産物の輸入量の増加は予断を許さない状況であり、米作農業者には経営的に負となる要因がまじかに迫っています」と危機感を持っておられます。

今必要なことは、ＴＰＰ大筋合意と協定案の全体、交渉経過などの情報を全面的に公開し、国会、国民の中で徹底的な議論を行うことです。

医療や保険も含め国民の暮らしにどう影響するかを検証すべきです。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の署名・批准はすべきではありません。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年１２月２１日

野洲市議会議長 市木 一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

宛

意見書第13号

介護保険制度の改悪をやめ、充実を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成27年12月21日

提出者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

介護保険制度の改悪をやめ、充実を求める意見書（案）

介護保険制度は、国及び地方自治体が公的責任を果たすべきであり、共助の名の下に、公的責任すべき施策を後退させ、これを地域住民の互助によって補うようなことになってはなりません。

要支援に対して保険給付として提供されてきた訪問看護・通所介護サービスが段階的に地域支援事業として移行されることにより、サービスの質の低下やサービスの地域格差が生じて不安を抱く声も有ります。

そのような中、今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して生活出来る仕組みづくりが求められています。政府におかれましては、下記の事項の実施を求めます。

記

1. これまでの予防給付を維持され訪問看護・通所介護の認定者1・2の介護保険外しを中止される事。
2. 自立支援を進めるためには、介護施設で働く人（介護士・ケアマネジャー等）の人員確保や給与等の待遇を改善し国として応援される事。
3. 介護保険利用料（一定所得以上）の2割負担への引き上げによって、介護サービスの手控えや中止という大きな影響が有り、2割負担は中止されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

野洲市議会議長 市木 一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣
厚生労働大臣

意見書第14号

2017年4月からの消費税10%への増税を行わない事を求める意見書(案)

上記の意見書を提出する。

平成27年12月21日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

2017年4月からの消費税10%への増税を行わない事を求める意見書（案）

これまで財政難を口実に社会保障制度は、医療、介護、障害者、保育、生活保護、年金など、全面的な改悪が進められ、地域や自治体から病院、介護施設、保育所、そして、小・中学校や社会教育施設などが無くなり、地域で安心して暮らし続ける事が困難になっています。

全国どこに住んでいても、健康で文化的な生活を営み、子どもを産み育て、不安なく暮らし続けるには、良質な雇用と共に、社会保障の充実など国がナショナルミニマムに責任を持つ事が不可欠です。

例えば、自治体病院の統廃合・移譲、医療サービスの切り捨てをやめる事や、子どもの医療費助成を実施する地方自治体への補助金カットなど不当なペナルティーを中止する事など、社会保障の改悪をやめ、充実が求められています。

そうした中、これまで社会保障費の為に理由付けて消費税が8%まで引き上げられて来ましたが、現実はその全てが法人税減税による財源不足の穴埋めに使われ、社会保障制度の充実はおろか格差社会が広がって来ています。

消費税は逆進性の高い不公平な税制でもある為、こうした格差社会で苦しむ国民や市民にとっては更なる負担として日々の生活を苦しめています。

国は2017年4月からの消費税10%への増税を進めようとしていますが、国民生活や中小業者に深刻な打撃を与える消費税の増税は中止する事と、法人税減税は中止して税の応能負担原則を強めることを求めます。

よって、2017年4月からの消費税10%への増税を行わない事を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年12月21日

野洲市議会議長 市木 一郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣

意見書第15号

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成27年12月21日

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 野洲市議会議員 | 矢野 隆行 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 栢木 進 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 上杵 種雄 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 岩井 智恵子 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 河野 司 |

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成 27 年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率 10/10）が措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成 27 年度に予算化した 40 億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、自ずと市町村は財源負担を強いられることとなっています。

また、平成 28 年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではありません。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために、以下の事項について特段の配慮を求めます。

記

1. 平成 28 年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
2. 同様に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし十分な予算措置を行うこと。
3. 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。
4. マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。
5. 配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
6. マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 21 日

野洲市議会議員 市木 一郎

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛

意見書第16号

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成27年12月21日

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 野洲市議会議員 | 梶山 幾世 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 栢木 進 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 矢野 隆行 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 岩井 智恵子 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 河野 司 |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 上杵 種雄 |

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める 意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成 19 年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成 23 年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成 24 年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成 26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82%(527 件中 432 例が有効)と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

1. 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
2. 厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。
3. 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 21 日

野洲市議会議長 市木 一郎

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛
文部科学大臣